（略）			
法第二十条第一項第六号に係る認定業務	（略）	法第十八条第三項第一号の確認	
法第二十条第一項第七号に係る認定業務	（略）	法第十八条第三項第三号の確認	

五・六　（略）

七　次の表の上欄に掲げる認定業務にあつては、同表の中欄に掲げる検査が同表の下欄に掲げる方法により実施されること。

認定業務の区分	検査の区分	検査の実施方法
法第二十条第一項第一号に係る認定業務	法第十条第五項第四号、法第十三条第四項、法第十三条の二第四項、法第十八条第二項第二号（第二十一条において準用する場合を含む。）、第二十三条の二第二項第二号（第二十三条の五において準用する場合を含む。）又は第二十六条の四第二項（第二十六条の八において準用する場合を含む。）の設計後の検査	（略）
（略）		
法第二十条第一項第六号に係る認定業務	法第十八条第三項第一号の完成後の検査	（略）

八　（略）

（検査の確認の方法）

第三十九条の四　法第二十条第一項第一号又は第五号に係る認定業務を行う確認主任者は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる検査を行うものとし、全ての検査事項が適切に行われ、かつ、当該検査の結果が記録されたことを確認したときは、その旨を証する書類に署名又は記名押印をするものとする。

認定業務の区分	確認をする検査
一　法第二十条第一項第一号に係る認定業務	法第十条第五項第四号、法第十三条第四項、法第十三条の二第四項、法第十七条の二第二項若しくは第四項、第十八条第二項第二号（第二十一条において準用する場合を含む。）、第二十三条の二第二項第二号（第二十三条の五において準用する場合を含む。）又は第二十六条の四第二項（第二十六条の八において準用する場合を含む。）の設計後の検査
二　（略）	（略）

2　（略）

（略）			
法第二十条第一項第六号に係る認定業務	（略）	法第十七条第三項第一号の確認	
法第二十条第一項第七号に係る認定業務	（略）	法第十七条第三項第三号の確認	

五・六　（略）

七　次の表の上欄に掲げる認定業務にあつては、同表の中欄に掲げる検査が同表の下欄に掲げる方法により実施されること。

認定業務の区分	検査の区分	検査の実施方法
法第二十条第一項第一号に係る認定業務	法第十条第五項第四号、法第十三条第四項、法第十三条の二第四項、第十八条第二項第二号（第二十一条において準用する場合を含む。）、第二十三条の二第二項第二号（第二十三条の五において準用する場合を含む。）又は第二十六条第二項の設計後の検査	（略）
（略）		
法第二十条第一項第六号に係る認定業務	法第十七条第三項第一号の完成後の検査	（略）

八　（略）

（検査の確認の方法）

第三十九条の四　法第二十条第一項第一号又は第五号に係る認定業務を行う確認主任者は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる検査を行うものとし、すべての検査事項が適切に行われ、かつ、当該検査の結果が記録されたことを確認したときは、その旨を証する書類に署名又は記名押印するものとする。

認定業務の区分	確認をする検査
一　法第二十条第一項第一号に係る認定業務	法第十条第五項第四号、法第十三条第四項、法第十三条の二第四項、第十八条第二項第二号（第二十一条において準用する場合を含む。）、第二十三条の二第二項第二号（第二十三条の五において準用する場合を含む。）又は第二十六条第二項の設計後の検査
二　（略）	（略）

2　（略）